

## 平成 31 年度税制改正意見申入れ項目（案）一覧

**税制改正意見（案）34 件 うち、重点項目（案）（◎）11 件**

### I 適正・公平な課税・徴収

#### (1) 情報収集権限等の整備・拡充

- ◎ 情報収集権限の整備【継続】
- ◎ 国外の関連者が保存する帳簿書類等の提示・提出要求【継続】
- ◎ 租税回避スキーム報告制度の導入【継続】
- ◎ 一般的租税回避否認規定の導入【継続】
- ◎ 仮想通貨交換業者を通じて行った仮想通貨の交換取引に係る調書提出制度の創設
- クレジットカード決済等の電子的な取引に係る調書提出制度の創設

#### (2) その他の適正・公平な課税・徴収

- ◎ 配偶者居住権（及び配偶者居住権に基づく敷地利用権）の評価方法の新設
- ◎ 無形資産取引に係る移転価格税制の整備
- ◎ 必要経費及び損金の額の算定における帳簿及び請求書等の保存義務規定の新設【継続】
- ◎ 源泉徴収税額相当額の納税の確保【継続】
- 無申告加算税の割合の引上げ
- 国外不動産に係る不動産所得の適正化
- 無申告加算税の不適用制度に係る所得税の期限後申告書の提出期間の延長
- 同族会社等の行為計算否認規定の見直し
- 公益法人等に係る課税所得の範囲拡大【継続】
- 特定経営力向上設備等を取得した場合の特別償却等の見直し
- 控除対象外国法人税の額から除かれるものの範囲の見直し
- 外国子会社配当益金不算入制度の見直し
- [REDACTED] 【継続】
- 外国子会社から受ける配当等に係る外国源泉税等の損金不算入措置の整備【継続】
- 課税売上割合の見直し（高額資産を利用した恣意的な計算への対応）
- 相続による納付義務の承継の見直し

## II 納税者の利便性の向上

- ◎ 事前通知方法の見直し
- ◎ 第三者作成書類の提出不要化
- 給与所得の源泉徴収票の提出省略基準の見直し
- 確定申告書の記載事項の簡素化
- 措置法第40条の非課税承認に関する処分権者の見直し
- 特定の医療法人の法人税率の特例制度における承認申請事務の見直し
- 新たに事業を開始した者の電子帳簿保存の承認申請期限の整備
- 設立届出書に係る添付書類の削減
- 「連結納税の承認申請関係書類の提出先の一元化」の対象書類の拡大
- 挿発油税等の申告の電子化
- ダイレクト納付利用届出書のオンライン提出化
- マイナポータルを利用して法人設立関係書類等を送信する者の電子署名等の省略